

信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二十条第二項の規定に基づき、金融庁長官が指定する信託会社及び外国信託会社を定める件

平成十六年十二月二十八日（金融庁告示第七十五号）

（最終改正：平成二十年六月十三日）

信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二十条第二項の規定に基づき、金融庁長官が指定する信託会社及び外国信託会社として、次の者を指定し、平成十六年十二月三十日から適用する。

信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二条第六項に規定する外国信託会社